

2025年度決算
プルデンシャル生命の現状2026
(ソルベンシー・マージン比率に関する追補資料)

本資料は、2026年7月公表の「プルデンシャル生命の現状2026」において後日開示としていた新基準のソルベンシー・マージン比率および当該指標に係る詳細について開示するものです。

■2025年度末ソルベンシー・マージン比率：190.8%

ソルベンシー・マージンとは「支払余力」を意味し、大災害や株価の大暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標のひとつです。100%を下回った場合には、監督当局の早期是正措置が発動する可能性があります。

※ソルベンシー・マージン比率は、令和7年金融庁告示第74号に基づき、2025年度決算より計算基準の見直し（経済価値ベースの評価方法への変更、リスク計測の厳格化等）がなされています。

<目次>

IV 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標		P. 1
V 財産の状況		P. 2
IX 保険会社及びその子会社等の状況		P. 14

- ・本資料は、「保険業法第111条」に基づいて作成した資料です。
- ・項目番号は、生命保険協会統一開示項目と合致させる形で作成しています。
- ・掲載の数値は、単位未満の切り捨てのため、合計値と内訳が一致しないことがあります。また、比率や増減率は四捨五入のため、合計が100%にならないことがあります。

IV 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

項 目		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
ソルベンシー・マージン比率（%）	新基準	-	-	-	-	190.8
	旧基準	797.0	771.2	749.3	747.8	-

（注）ソルベンシー・マージン比率は、令和7年金融庁告示第74号に基づき、2025年度決算より計算基準の見直し（経済価値ベースの評価方法への変更、リスク計測の厳格化等）がなされています。そのため、2021年度～2024年度、2025年度はそれぞれ異なる基準によって算出されております。

V 財産の状況

7. 保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

(1) 直近の二事業年度におけるソルベンシー・マージン比率並びに適格資本の額及び所要資本の額

(単位：百万円、%)

要約（単体ベース・子会社株式に係る特例手法適用）			
項目	イ	ロ	ハ
	前期末	当期末	増減
適格資本の額(A)	-	1,104,102	-
所要資本の額(B)	-	578,632	-
ソルベンシー・マージン比率（(A)／(B)）	-	190.8	-

(2) 直近の二事業年度における適格資本の額の構成に関する事項

(単位：百万円)

適格資本の額の構成（単体ベース・子会社株式に係る特例手法適用）		
項目	イ	ロ
	前期末	当期末
Tier1適格資本の額（(B)－(C)）(A)	－	1,080,407
Tier1適格資本に係る基礎項目の額 (B)	－	1,119,382
算入制限のないTier1資本調達手段の額	－	29,000
算入制限のあるTier1資本調達手段の額	－	－
資本調達手段以外のTier1適格資本の額	－	1,090,382
剰余金等の額又は利益剰余金等の額	－	298,287
資本剰余金（Tier2適格資本に算入されるものを除く）の額	－	20,439
その他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の額	－	30,855
その他の拠出金等の額	－	－
経済価値ベースの調整額	－	740,799
Tier1適格資本に係る調整項目の額 (C)	－	38,974
無形固定資産（繰延税金負債相殺後）の額	－	16,995
繰延税金資産の額	－	19,504
前払年金費用又は退職給付に係る資産（繰延税金負債相殺後）の額	－	－
他の金融機関等が意図的に保有しているTier1資本調達手段の額	－	－
自己のTier1資本調達手段への投資の額	－	－
不適格再保険資産の額	－	－
処分制約のある資産のうち関連する負債と所要資本を上回る額	－	2,474
Tier2適格資本の額（(E)－(F)－(G)）(D)	－	23,694
Tier2適格資本に係る基礎項目の額 (E)	－	23,694
Tier2資本調達手段の額	－	－
算入制限のあるTier1資本調達手段の制限を超過した額	－	－
払込済みTier2資本調達手段の額	－	－
払込未済のTier2資本調達手段の額	－	－
資本調達手段以外のTier2適格資本の額	－	2,491
Tier2資本調達手段の額に含まれる資本調達手段を発行した結果生じた資本剰余金の額	－	－
子会社株式に係る特例手法の適用に係る調整額	－	16
処分制約のある資産のうちTier1適格資本から控除される額	－	2,474
Tier2バスケット（上限適用後）の額	－	21,203
Tier2適格資本に係る調整項目の額 (F)	－	－
他の金融機関等が意図的に保有しているTier2資本調達手段の額	－	－
自己のTier2資本調達手段への投資の額	－	－
Tier2適格資本への上限適用による控除の額 (G)	－	－
適格資本の額（(A)＋(D)）	－	1,104,102

(3) 直近の二事業年度における所要資本の額の構成に関する事項

(単位：百万円)

所要資本の額の構成（単体ベース・子会社株式に係る特例手法適用）		
項目	イ	ロ
	前期末	当期末
生命保険リスクの額 (A)	-	486,920
死亡リスクの額	-	71,711
長寿リスクの額	-	18,861
罹患及び障害リスクの額	-	53,101
解約及び失効リスクの額	-	391,166
経費リスクの額	-	116,833
マネジメント・アクションの効果の額	-	-
損害保険リスクの額 (B)	-	-
巨大災害リスクの額 (C)	-	22,322
市場リスクの額 (D)	-	298,848
金利リスクの額	-	59,360
スプレッドリスク（上昇）の額	-	13,311
株式リスクの額	-	106,681
不動産リスクの額	-	31,136
為替リスクの額	-	154,154
資産集中リスクの額	-	151,393
マネジメント・アクションの効果の額	-	-
信用リスクの額 (E)	-	162,015
オペレーショナル・リスクの額 (F)	-	37,622
マネジメント・アクションの効果の上限超過額 (G)	-	-
分散効果の額 (H)	-	262,902
非保険事業に係る所要資本の額 (I)	-	50
所要資本の額（税効果考慮前）（(A) + (B) + (C) + (D) + (E) + (F) + (G) - (H) + (I)） (J)	-	744,878
所要資本の税効果の額 (K)	-	166,245
所要資本の額（税効果考慮後）（(J) - (K)）	-	578,632

- (注) 1. 所要資本を構成する各リスクの額は、それぞれの内訳として掲記している額を、分散効果を考慮した所定の相関係数を用いて統合して算出していること等から、内訳として掲記している額の単純和とは一致しておりません。
2. 巨大災害リスクの額に重要性が乏しいことから、その内訳の記載を省略しております。

(4) 経済価値ベースのバランスシートに関する事項

(単位：百万円)

経済価値ベースのバランスシート（単体ベース・子会社株式に係る特例手法適用）							
科目		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		子会社株式に係る特例手法適用前の額				子会社株式に係る特例手法適用後の額	
		財務会計ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値ベースの額 (イ+ロ+ハ)	子会社株式に係る特例手法による調整の額	経済価値ベースの額 (ニ+ホ)
資産の部	総資産	6,656,016	5,618,616	△2,983,085	9,291,548	19,580	9,311,129
	現金及び預貯金	87,039	－	－	87,039	424	87,463
	コールローン	5,000	－	－	5,000	－	5,000
	買現先勘定	－	－	－	－	－	－
	債券貸借取引支払保証金	－	－	－	－	－	－
	買入金銭債権	895	－	11	906	－	906
	商品有価証券	－	－	－	－	－	－
	金銭の信託	－	－	－	－	－	－
	有価証券	4,958,604	△73,492	△980,500	3,904,611	△300	3,904,311
	国債	3,489,124	80,165	△954,299	2,614,990	－	2,614,990
	地方債	22,867	－	210	23,077	－	23,077
	社債	314,590	－	△18,037	296,552	－	296,552
	株式	39,947	－	7	39,954	△300	39,654
	外国証券	1,041,303	△102,886	△8,380	930,036	－	930,036
	その他の証券	50,771	△50,771	－	－	－	－
	貸付金	619,296	△11,521	△5,865	601,908	－	601,908
	有形固定資産	6,313	84,623	28,611	119,548	1	119,550
	土地	1,853	64,341	29,096	95,291	－	95,291
	建物	2,547	20,282	△485	22,344	1	22,346
	リース資産	－	－	－	－	－	－
	建設仮勘定	－	－	－	－	－	－
	その他の有形固定資産	1,912	－	－	1,912	0	1,912
	無形固定資産	16,968	－	－	16,968	26	16,995
	ソフトウェア	16,959	－	－	16,959	26	16,986
	のれん	－	－	－	－	－	－
	リース資産	－	－	－	－	－	－
	その他の無形固定資産	9	－	－	9	－	9
	前払年金費用	－	－	－	－	－	－
	繰延税金資産	56,315	－	△56,315	－	19,504	19,504
	再評価に係る繰延税金資産	－	－		－	－	－
	貸倒引当金	△1,958	1,958	－	－	－	－
	投資損失引当金	－	－	－	－	－	－
	その他資産	147,107	△6,061	△1,550	139,495	△77	139,418
	特別勘定等の資産	760,435	－	－	760,435	－	760,435
	再保険回収額		5,623,110	△1,967,475	3,655,634	－	3,655,634

(単位：百万円)

経済価値ベースのバランスシート（単体ベース・子会社株式に係る特例手法適用）							
科目		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		子会社株式に係る特例手法適用前の額				子会社株式に係る特例手法適用後の額	
		財務会計ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値ベースの額 (イ+ロ+ハ)	子会社株式に係る特例手法による調整の額	経済価値ベースの額 (二十ホ)
負債の部	総負債	6,412,749	5,486,675	△3,727,258	8,172,165	19,564	8,191,729
	保険負債（保険契約準備金）	5,933,197	5,561,555	△4,005,440	7,489,312	-	7,489,312
	資産ポートフォリオによって複製可能な保険負債				767,438	-	767,438
	現在推計の額（保険契約準備金のうち、規制上の準備金に属するもの以外）	5,871,643			6,455,434	-	6,455,434
	現在推計を超えるマージン（MOCE）の額				266,440	-	266,440
	規制上の準備金に属するもの（危険準備金等）	61,554	△61,554	-	-	-	-
	非保険負債	479,551	△74,880	278,181	682,853	19,564	702,417
	その他の規制上の準備金（保険負債に含まれるものを除く）	-	-	-	-	-	-
	その他の準備金	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	新株予約権付社債	-	-	-	-	-	-
	退職給付引当金	47,522	-	△4,747	42,774	-	42,774
	役員退職慰労引当金	1,196	-	-	1,196	-	1,196
	その他の引当金	-	-	-	-	-	-
	価格変動準備金	70,386	△70,386	-	-	-	-
	金融商品取引責任準備金	-	-	-	-	-	-
	繰延税金負債	-	-	282,708	282,708	19,504	302,212
	再評価に係る繰延税金負債	-	-		-	-	-
	未払法人税等	136	-	-	136	2	139
	その他負債	360,309	△4,493	220	356,036	57	356,093

(単位：百万円)

経済価値ベースのバランスシート（単体ベース・子会社株式に係る特例手法適用）							
科目		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
		子会社株式に係る特例手法適用前の額				子会社株式に係る特例手法適用後の額	
		財務会計ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値ベースの額 (イ+ロ+ハ)	子会社株式に係る特例手法による調整の額	経済価値ベースの額 (ニ+ホ)
純 資 産 の 部	純資産	243,267	131,941	3,373	1,119,382	16	1,119,399
	株主資本合計	215,786	131,941	-	347,727	16	347,744
	資本金	29,000	-	-	29,000	-	29,000
	新株式申込証拠金	-	-	-	-	-	-
	再評価積立金	-	-	-	-	-	-
	資本剰余金	20,439	-	-	20,439	-	20,439
	利益剰余金	166,346	-	-	166,346	16	166,363
	規制上の準備金		131,941	-	131,941	-	131,941
	(-) 自己株式	-	-	-	-	-	-
	自己株式申込証拠金	-	-	-	-	-	-
	その他の包括利益累計額合計 (評価・換算差額等合計)	27,481	-	3,373	30,855	-	30,855
	その他有価証券評価差額金	43,052	-	-	43,052	-	43,052
	繰延ヘッジ損益	△15,570	-	-	△15,570	-	△15,570
	土地再評価差額金	-	-	-	-	-	-
	為替換算調整勘定	-	-	-	-	-	-
	退職給付に係る調整累計額	-	-	3,373	3,373	-	3,373
	株式引受権	-	-	-	-	-	-
	新株予約権	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-
	経済価値ベースの調整額				740,799	-	740,799

注記事項

1. 根拠法令

経済価値ベースのバランスシートは、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ニの定めにより、令和7年金融庁告示第74号及び令和7年金融庁告示第75号に準拠して作成しています。

2. 経済価値ベースのバランスシートの作成方針

(1) 資産の評価方法

- ① 当社における主な資産の評価方法は以下の通りです。

ア. 資産の部に計上される金融商品等

金融商品等の額について、財務会計上時価評価されていない満期保有目的の債券、責任準備金対応債券、保険約款貸付、一般貸付、市場価格のない株式等についても時価に評価替えをしています。なお、組替え対象とした投資信託等については可能な範囲で保有エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産及び取引に基づき計上（「ルックスルー・アプローチ」といいます。）した上で時価に評価替えしています。

金融商品の時価への評価替えにおいては企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」に従って開示された時価を用いております。また、市場価格のない株式は、マーケット・アプローチ（EBITDA倍率法）の評価技法により時価評価を行っております。組合等への出資の時価評価については取得可能な運用報告書等により時価評価を行っております。

イ. 再保険を付した保険契約の再保険回収額

再保険を付した保険契約の再保険回収額は、将来キャッシュ・フローの現在価値の確率加重平均の金額を資産の部に計上しています。なお、将来キャッシュ・フロー及び割引率の前提は当該再保険に付された保険契約の前提と整合するように用いています。

また、再保険回収額における再保険金等の回収不能想定額については格付別に設定した期待デフォルト率等を用いて計算しております。

ウ. 繰延税金資産

繰延税金資産は、財務会計上の繰延税金資産の額に、経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額及び子会社株式に係る特例手法による調整額を加減算しております。

- ② 当社は、資産の評価において、マネジメント・アクションを考慮しておりません。
- ③ 当社は、資産の評価において、保険約款貸付の時価評価、一部の私募債の時価評価・貸付金の時価評価の計算前提条件について、エキスパート・ジャッジメントを適用しております。具体的には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。保険約款貸付は過去の実績に基づく返済率等から生成した将来キャッシュ・フローを、リスクフリー・レートで割り引いて現在価値を計算し時価としております。私募債については、公募債を参照して流動性を調整した割引率を使用して現在価値を計算しております。貸付金については、格付・残存に応じた信用スプレッドに流動性を調整した割引率を使用して現在価値を計算しております。

(2) 負債の評価方法

- ① 当社における主な負債の評価方法は以下の通りです。

ア. 経済価値ベースの保険負債

経済価値ベースの保険負債は、現在推計により評価している保険契約と資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約があります。

現在推計により評価している保険契約については、基準日に認識した保険契約に係る将来キャッシュ・フローを見積り、所定の割引率で割り引くことにより算出した現在価値の確率加重平均として現在推計を計測し、さらに当該現在推計に内在する不確実性を考慮したマージンの額（以下、「MOCE」といいます）を上乗せして保険負債を評価します。具体的には次の通りです。

A. 認識

当社は、基準日時点において、契約の当事者となっている全ての保険契約を、当該保険契約に伴う全ての義務が消滅するまで認識しています。

B. 将来キャッシュ・フローの見積り

a. 契約の境界線

現在推計の計測に含まれる将来のキャッシュ・フローを定義する契約の境界線は、保険契約上の権利及び義務に基づき判断しています。

b. 将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる前提

将来キャッシュ・フローを見積る際に用いる死亡率、罹患率、解約・失効率及び更新率等の保険契約者の行動、事業費率に関する前提は、商品の種類別に設定し、直近の実績及び保険契約者の特性を反映しています。

死亡率及び罹患率の前提は、標準生命表や医療統計等の公的データ、直近の実績を組み合わせ、将来トレンドも考慮して設定しています。

解約・失効率の前提は、直近の実績に基づき、保険商品の種類及び経過年度別に見積っています。

事業費率は、直近の経費水準に基づいて将来における経費の見積りを行っております。なお、将来の経費の見積りの際は、インフレーションの調整を行っています。

それぞれの前提条件の設定において用いる実績は定期的にモニタリングしており、その結果は現在推計の測定に反映しております。

将来キャッシュ・フロー計測には変額商品の最低保証、動的解約の保証とオプションを反映しており、それらについて確率論的計算を行って保険負債を評価しております。

また、支払備金（現在推計のうち既経過責任に係るもの）については、プロポーショナリティ原則を適用し、貸借対照表計上額としております。

C. 割引率

割引率はリスクフリー・レートのイールド・カーブに当社が引き受けた保険契約の集合（「保険契約ポートフォリオ」といいます）ごとの調整後スプレッドを加算して算出しています。

リスクフリー・レートのイールド・カーブは、主に流動的な金利スワップ又は国債から得られる市場金利に基づき設定しています。

現在推計により評価している保険契約の調整後スプレッドは、一般バケットを適用しています。主要な年限ごとの割引率は以下の通りです。

主な商品分類	適用バケット	5年	10年	15年	20年
円建商品	一般バケット	1.89%	2.49%	3.01%	3.58%
米国ドル建商品	一般バケット	4.40%	4.83%	5.29%	5.56%

D. MOCE

MOCEはランオフパターンを用いて算出した将来の推計所要資本の割引現在価値に資本コスト率を乗じて計算しています。

資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約（変額商品の特別勘定部分）については、当該保険契約に関連する将来キャッシュ・フローを高い信頼性をもって複製する金融商品等の市場価格をもって保険負債の評価額としています。

イ. 負債の部に計上される金融商品等

金融商品等の額について、時価に評価替えをしています。なお、評価替えにあたっては当社の信用状態の変化を考慮していません。

ウ. 退職給付引当金（前払年金費用）

貸借対照表上の退職給付引当金の額及び前払年金費用の額は、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を含めた額に評価替えを行っています。

エ. 繰延税金負債

繰延税金負債は、財務会計上の繰延税金負債の額に、経済価値評価への調整から生じる繰延税金負債の額及び子会社株式に係る特例手法による調整額を加減算しております。

- ② 当社は、負債の評価において、支払備金（現在推計のうち既経過責任に係るもの）について、原則的な取扱いは将来キャッシュ・フローを見積り、所定の割引率で割り引くことにより算出した現在価値の確率加重平均にて評価替えを行うところ、計算結果に対する重要性等を踏まえ、プロポーショナリティ原則を適用し、簡便的に貸借対照表計上額としております。プロポーショナリティ原則の適用がソルベンシー・マージン比率等の計算結果に与える影響は軽微です。
- ③ 当社は、負債の評価において、マネジメント・アクションを考慮しておりません。
- ④ 当社は、負債の評価において、最新かつ信頼できる情報及び現実的な仮定に基づくものとし、保守的又は楽観的な偏りのないものと判断していますが、将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる死亡率、罹患率、契約者の行動並びにインフレーションに関する前提及び保証とオプションの計測手法の一部についてはエキスパート・ジャッジメントを適用しています。

(3) 子会社株式に係る特例手法の適用

子会社株式に係る特例手法を適用しております。特例手法を適用した子会社、持分比率、認識方法は以下の通りです。

特例手法を適用した子会社	持分比率	認識方法
ブルデンシャル信託株式会社	100%	全て認識

3. 経済価値ベースのバランスシートの作成に関する会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りに関する事項

経済価値ベースの保険負債、再保険回収額

ア. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額

保険負債 7,489,312百万円、再保険回収額 3,655,634百万円

イ. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

A. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の算出方法

注記2. (1) 資産の評価方法及び2. (2) 負債の評価方法に記載の通りです。

B. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の主要な前提及び翌事業年度の経済価値ベースのバランスシートに与える影響

経済価値ベースの保険負債、再保険回収額には、次の主要な前提の変動により、翌事業年度において現在推計、再保険回収額及びMOCEが著しく変動する可能性があります。これらの前提に関する情報は注記2. (1) 資産の評価方法及び2. (2) 負債の評価方法に記載の通りです。

- a. 死亡率、罹患率、解約・失効率及び更新率等の保険契約者の行動、事業費に関する将来キャッシュ・フローを見積る際に用いる前提
- b. 割引率に関する前提

4. 特別勘定等の資産

「特別勘定等の資産」の科目には、法第118条第1項に規定する特別勘定その他これに類するものに区分される資産の額を計上しております。

(5) 外国証券の種類別差異調整に関する事項

(単位：百万円)

外国証券の種類別差異調整（単体ベース・子会社株式に係る特例手法適用）						
項目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	子会社株式に係る特例手法適用前の額				子会社株式に係る特例手法適用後の額	
	財務会計ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値ベースの額 (イ+ロ+ハ)	子会社株式に係る特例手法による調整の額	経済価値ベースの額 (ニ+ホ)
外国証券	1,041,303	△102,886	△8,380	930,036	-	930,036
国債	62,493	-	△8,356	54,137	-	54,137
地方債	-	-	-	-	-	-
社債	858,327	△90,000	△16,170	752,157	-	752,157
株式	59,918	-	-	59,918	-	59,918
その他	60,563	△12,886	16,145	63,822	-	63,822

(注) 本様式に記載した額は特別勘定等に属するものの額を含んでいません。

(6) 保険負債の商品別差異調整に関する事項

(単位：百万円)

保険負債の商品別差異調整（単体ベース・子会社株式に係る特例手法適用）						
項目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	財務会計ベースの額	再保険の グロスアップ	非経済前提の 更新	経済前提の 更新	その他	経済価値 ベースの額 (MOCEの額を 除く)
保険負債	5,871,643	5,623,110	△1,982,921	△2,654,845	365,885	7,222,872
生命保険契約等	5,871,643	5,623,110	△1,982,921	△2,654,845	365,885	7,222,872
個人保険	5,574,343	5,435,338	△1,943,667	△2,610,808	365,325	6,820,531
個人年金	287,235	157,407	△17,254	△44,022	560	383,926
団体保険	29	-	4	△8	-	25
団体年金	127	-	16	△5	-	138
上記以外	9,907	30,364	△22,020	△1	-	18,249
損害保険契約等	-	-	-	-	-	-
再保険回収額	-	5,623,110	△480,699	△1,774,516	287,741	3,655,634
生命保険契約等	-	5,623,110	△480,699	△1,774,516	287,741	3,655,634
個人保険	-	5,435,338	△407,754	△1,757,854	287,741	3,557,470
個人年金	-	157,407	22,609	△24,523	-	155,492
団体保険	-	-	-	-	-	-
団体年金	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	30,364	△95,554	7,861	-	△57,328
損害保険契約等	-	-	-	-	-	-

(7) ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の感応度分析に関する事項

(単位：％、百万円)

項目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ト	チ
	当期末の 数値	円金利 50ベース・ ポイント上昇	円金利 50ベース・ ポイント下降	米ドル金利 50ベース・ ポイント上昇	米ドル金利 50ベース・ ポイント下降	株式・ 不動産 10%下落	為替 10%円高
ソルベンシー・マージン比率	190.8	△10.3	11.3	3.5	△4.1	△3.3	2.6
適格資本の額	1,104,102	△14,774	8,181	△4,801	3,430	△32,096	△35,111
総資産	9,311,129	△202,520	225,539	△213,012	249,334	△95,481	△513,285
保険負債の額（MOCEを除く）	7,222,872	△185,578	219,529	△189,097	224,070	△49,250	△364,014
現在推計を超えるマージン （MOCE）の額	266,440	2,918	△5,513	△9,715	12,712	△1,714	△7,835
非保険負債の額	702,417	△5,086	3,343	△9,397	9,121	△12,420	△106,323
純資産の額	1,119,399	△14,774	8,181	△4,801	3,430	△32,096	△35,111
所要資本の額	578,632	24,541	△28,487	△12,930	14,554	△6,938	△26,129
生命保険リスクの額	486,920	33,673	△37,977	△7,811	8,942	△2,114	△12,421
市場リスクの額	298,848	4,898	△7,523	△11,282	12,260	△10,515	△23,822

(注) シナリオ「ヘ. 円金利UFR50ベース・ポイント下降」につきましては、ソルベンシー・マージン比率の差の絶対値が1パーセント未満であるため、記載を省略しております。

(8) ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた前提及び手法に関する事項

1. 子会社株式に係る特例手法の適用

経済価値ベースのバランスシートに関する注記2. (3) 子会社株式に係る特例手法の適用を参照ください。

2. 現在推計の額の計算に係る前提及び手法

経済価値ベースのバランスシートに関する注記2. (2) 負債の評価方法を参照ください。

3. 所要資本の額の計算に係る前提及び手法

① マネジメント・アクション

所要資本の額の計算において、マネジメント・アクションを考慮しておりません。

② リスク削減手法

所要資本の額の計算において、生命保険リスク、巨大災害リスクについて再保険によるリスク削減効果、及び為替リスクについて為替予約によるリスク削減効果を認識しております。

(9) ソルベンシー・マージン比率の算出及び検証に係る手続並びに体制の概要

社内規程において、ソルベンシー・マージン比率の算出に関する責任部署を定めています。また、ソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証責任者及びソルベンシー・マージン比率の算出に用いられる保険負債の検証責任者（以下、検証責任者）を選任し、併せて、それぞれ業務部門から独立した検証部門を設置しております。検証責任者の選任にあたっては、ソルベンシー・マージン比率の計算に関する検証や経営陣への必要な提言を行うに足る保険数理またはリスク管理の知識・経験等に関する適格性、業務部門からの独立性等を勘案しております。また、検証責任者の権限・責任についても社内規程に定めており、取締役会にて承認を得ております。当該権限には、検証責任者が組織内の者に制限されることなく取締役会等へ直接報告できる権限を含んでおります。検証責任者は「ソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証に関する報告書」及び「保険負債の検証に関する報告書」を作成し、取締役会は検証結果の報告を受けております。

Ⅸ 保険会社及びその子会社等の状況

2. 保険会社及びその子会社等の主要な業務

(2) 主要な業務の状況を示す指標

子会社株式に係る特例手法に基づき単体ベースの計算を行い、当該計算結果を連結ベースの計算結果としております。保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）は2ページをご覧ください。

3. 保険会社及びその子会社等の財産の状況

(6) 保険会社及びその子会社等の保険金等の支払能力の充実の状況（連結ソルベンシー・マージン比率）

子会社株式に係る特例手法に基づき単体ベースの計算を行い、当該計算結果を連結ベースの計算結果としております。保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）は2ページをご覧ください。

(7) 子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

該当ございません。